

住むなら支援制度の充実した広川町！

— 広川町 住宅に関する支援制度 —



① 定住促進奨励金

広川町の人口増及び、地域活性化を目指し、町内に居住しようとする若年層の住宅取得を支援するための町独自の補助事業です。

奨励金額：30万円

◆申請者要件

1. 申請日において広川町に住民票をおいていること。
2. 申請者は40歳未満であること。ただし婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳未満であること。
3. 取得した住宅の所有権限の全部が申請者本人、その配偶者又はその両者のものであること。
4. 取得した住宅に居住する世帯全員が町税を滞納していないこと。
5. 本奨励金の交付を受けていないこと。

◆住宅要件

1. 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに新築、売買（建売住宅、中古住宅）により取得したもの。
2. 玄関、居室、便所及び台所を備えており、延床面積50平方メートル以上のもの。
3. 併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた2の条件を備えた住宅部分の延床面積が50平方メートル以上のもの。
4. 相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合や増築及び一部改築は対象外。

② 住宅用太陽光発電システムの設置費補助金制度

1件あたり最高28万円を補助

◆対象者

- ・広川町に住所を有し、居住している方、又は専用住宅として居住する予定のある方
- ・電力会社と電気受給契約をした方

◆補助金額

- ・太陽光発電モジュール出力1kWあたり7万円を交付します。ただし、出力4kWを上限とし、1件あたり最高28万円を補助します。

①と②の問い合わせ先

広川町役場 総務政策課 TEL：0737-63-1122（内線241）

浄化槽設置の補助金制度

町では海や河川等の水質を保全することを目的に、浄化槽の設置を推進しています。（補助金交付額は国の基準の1.5倍に拡充しています。）

補助金交付額 5人槽：498,000円

6～7人槽：621,000円

8～50人槽：822,000円

◆受付期限 / 平成23年8月19日（金）まで

問い合わせ先

広川町役場 住民生活課 TEL：0737-63-1122（内線132）

住むなら支援制度の充実した広川町！

— 広川町 出産・子育てに関する支援制度 —

① 出産祝金

出産児1人に対し5万円助成

- ◆対象者
出産者が広川町の住民基本台帳等に出産の日より6ヶ月以上前から登録され、その住所地に居住し、引き続き居住する意思のある者
- ◆資格の喪失
 - ・出産の日から1年を経過したとき
 - ・出産後14日以内に死亡したとき



② 乳幼児医療費助成

乳幼児の医療費を助成（所得制限なし）

- ◆対象者
広川町に住所を有し、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

③ 子ども医療費助成

小学校卒業までの子供に係る保険適用後の自己負担分の医療費を町で全額負担

- ◆対象者
広川町に住所を有し、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳幼児医療費助成対象者は除く）

④ チャイルドシート購入費用助成

乳幼児1人につき1台限り、上限1万円

- ◆対象者
広川町に住所を有し、満6歳未満の乳幼児を養育する同居の保護者である者
- ◆対象物
道路運送車両法による安全基準に適合し、乳幼児の発育の程度に応じた形状を有するチャイルドシートで購入後3ヶ月以内のもの

⑤ 第3子以降で3歳未満児の保育料無料

- ◆対象者
同一世帯にいる満18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者）の扶養児童で、出生の最も早い者から数えて第3番目以降の3歳未満児である者

①から⑤の問い合わせ先
広川町役場 住民生活課
TEL : 0737-63-1122 (内線 142 又は 143)

